

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集の結果

別 紙

－90GHz帯滑走路面異物検知レーダーの導入等－

（意見募集期間：令和6年6月28日（金）～令和6年7月29日（月））

No	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社日立国際電気	本省令改正案は、本年4月に情報通信審議会から一部答申された「90GHz帯滑走路面異物検知レーダーに関する技術的条件」を踏まえ、当該レーダーの導入に必要な無線設備の条件等が適切に規定された内容となっており、当該レーダーを早期に国内空港に導入を頂く環境整備の上から、大きく寄与するものであることから、本改正案に賛同いたします。	賛同意見として承ります。	無
2	国立天文台電波天文周波数委員会	90 GHz 帯滑走路面異物検知レーダーが使用する周波数帯には電波天文に一次分配のある周波数帯（92 - 94, 94.1 - 100 GHz）が含まれ、併せて脚注 J36 にて「電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない」とされています。また、隣接周波数帯（86 - 92 GHz および 100 - 102 GHz）は電波天文に一次分配があることに加え、脚注 J107 で「全ての電波の発射を禁止する」とされています。 これらの周波数帯は国内に存在する電波望遠鏡の主要な観測帯域のひとつであるため、本改正に至る共用検討の中で電波天文局の保護について十分に検討していただきました。その結果として、当該レーダーと電波天文局が正対する場合には離隔距離 112 km を確保すること、これが不可能な場合には当該レーダーを電波天文局に対して背面に設置することにより有害干渉を避けられることが情報通信審議会情報通信技術分科会航空・海上無線通信委員会報告に明記されています。今回の無線設備規則改正により実際に当該レーダーが設置される場合には、報告に記載された共用条件が確実に守られるよう配慮がなされることを求めます。 なお、本意見の提出者である国立天文台電波天文周波数委員会は、国立天文台及び国内で電波天文観測を行う大学・機関に所属する委員で構成されています。我が国の電波天文コミュニティの意見として本委員会で議論した内容を、今回提出します。	賛同意見として承ります。 将来の電波天文の動向を考慮しつつ、90GHz 帯滑走路面異物検知レーダーの無線局許認可の際には、ご指摘の共用条件も踏まえて、総務大臣が告示で指定した電波天文の受信設備の運用に支障を与えないように審査いたします。	無

○提出された御意見の件数：2件

（提出意見数は、意見提出者数としています。）

○頂いたご意見について一部要約しています。